出向者取扱に関する覚書

国立大学法人筑波大学　(以下「甲」という。)　と　　　　　株式会社　(以下「乙」という。)　とは、乙から甲に出向する乙の社員　　　　 (以下「出向者」という。)　の出向に関して、次のとおり覚書を締結する。

l 目的

乙は、出向者を甲における特別共同研究事業「（名称）○○…」に係る業務に従事させるため、乙に在籍のまま甲に出向させるものとする。

2 出向期間

出向期間は、平成　年　月　日から平成　年　月　日までとする。なお、出向期間満了の時期を変更する場合については、甲と乙とで協議のうえ決定する。

3 出向者の職名

出向者の甲における職名は教授（又は准教授）とする。

4 労働条件等

出向者の労働条件、服務その他就業に関し必要な事項については、この覚書に定める以外は、甲の就業規則その他に定めるところによる。

5 給与等

(1) 出向者の給与は、乙の基準に基づき、乙が支給する。

(2) 甲は出向者の給与負担として、乙の規定に基づき算出した給与額を乙に支払うものとする。

(3) 甲は、乙の発行する納入通知書により、出向者の給与負担として四半期毎に当該期の翌月に乙に支払うものとする。

(4) 赴任旅費は、甲の定めるところにより甲が直接出向者に支給する。

(5) 出張旅費は、甲の定めるところにより甲が直接出向者に支給する。

(6) 乙は出向者の退職金の計算にあたっては、乙の退職金規定どおり甲への出向期間を乙における勤務期間として取扱い、退職給与引当金についても引当を継続する。

6 年次有給休暇

出向者の出向時の甲における年次有給休暇付与日数及び付与の時期は、甲の基準に基づくものとする。

7知的財産権等の取扱い

出向者が甲への出向期間中に、特別共同研究事業に関わる知的財産の創作を行った場合は、

出向者は甲及び乙に届け出るものとし、甲及び乙が協議して当該知的財産権の持分を定める。出向者の知的財産権の持分は、乙の規定に基づき乙に帰属する。プログラムの著作物、データベースの著作物、ノウハウの取扱いも本項の知的財産の扱いに準じるものとし、出向者の持分は、乙の規定に基づき乙に帰属する。

8 社会保険関係

(1) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険について

出向者の社会保険等　(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険等)　については、乙において継続加入するものとし、事業主負担分保険料は乙の負担とする。

(2) 労働者災害補償保険について

出向者の保険料の支払い及び手続きは甲において行う。なお、保険料算出の基礎となる乙における出向者の給与総額は、毎年3月に乙が甲へ通知する。

9 税金関係

出向者の給与所得に対する税金は乙が出向者から徴収し納付する。

10 福利厚生等

出向者は、原則として甲及び乙の福利厚生制度等を利用することができる。ただし、甲の福利厚生制度等のうち文部科学省共済組合に係るものは除く。

11 その他

(1) 本覚書に関して甲乙何れかより変更の申出があるときは互いに速やかに誠意をもって検討することとし、双方合意により本覚書を改訂する。

(2) 本覚書に定めのない事項及び本覚書の実施について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記覚書の締結を証するため本書2通作成し、甲・乙記名捺印のうえそれぞれl通を保有する。

平成25年3月31日

茨城県つくば市天王台1-1-1

甲　国立大学法人筑波大学

理事・副学長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙